平成２４年（フ）第１１３号
長野県木曽郡木曽町福島1826番地
債務者　水上　優一
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２１号
長野県大町市大町5382番地４
債務者　中村　　勲
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３１号
長野県諏訪市高島４丁目2705番地１
債務者　堀内　啓司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１８８号
岐阜市加野１―28―24、住民票上の住所岐阜市日置江195番地10
債務者　深尾　忠昭
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８９号
岐阜市加野１―28―24、住民票上の住所岐阜市日置江195番地10
債務者　深尾　春子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２５号
三重県桑名市大字西金井364番地２
債務者　松岡　和昭
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
三重県四日市市桜台１丁目17番地２
債務者　別府　修一
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
兵庫県加古郡播磨町二子60番地の５
債務者　武田　高志
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６７号
兵庫県加古川市野口町北野632番地の１　エメラルドマンション東加古川907号
債務者　的野　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６９号
兵庫県姫路市四郷町見野907番地１　市営見野住宅５棟５―102号
債務者　入江　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５号
奈良市西木辻町７番地の４　北―１号
債務者　上西　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８９号
広島市安佐南区上安３丁目５番４号
債務者　国本創建こと　国本　茂弘
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０８号
広島県安芸郡海田町国信１丁目11番14号101号室
債務者　ＶＡＲＡＳ　ＧＲＡＤＯＳ　ＪＵＬＩＯ　ＡＬＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０９号
広島県安芸郡海田町国信１丁目11番14号101号室
債務者　ＢＥＮＩＴＥＳ　ＭＩＹＡＫＡＷＡ　ＤＥ　ＶＡＲＡＳ　ＢＥＡＴＲＩＺ　ＭＡＲＬＥＮＥ
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６号
高知市桟橋通１丁目10番３号
債務者　久保　俊惠
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２７号
福岡県小郡市松崎796番地11
債務者　古賀　正勝
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１３０号
福岡県久留米市西町1286番地２　ラディジェム旭502号
債務者　岩橋　博子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部